

県統一公表様式による経営改善計画(平成25年度年次報告)

名称	公益財団法人愛知県都市整備協会	担当部課	建設部建設企画課
所在場所	名古屋市中区三の丸三丁目2番1号	電話	052-951-1431
設立年月日	昭和42年5月1日(昭和56年4月1日名称変更/平成24年4月1日公益財団法人移行に伴う名称変更)	代表者	理事長 横井治喜
設立目的	愛知県内における都市計画事業、土地区画整理事業その他公共事業の促進、愛知県が設置する都市公園及び港湾施設の円滑な運営及び健全な利用、愛知県都市緑化基金による都市緑化を推進することにより、県土の有効利用及び良好な都市環境の整備推進を図り、もって地域社会の発展及び愛知県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。		
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ・都市及びその周辺部における良好な居住環境並びに地域住民のふれあいの場と機会の提供を目的とする都市環境整備事業 ・水辺における安心・安全の確保及びふれあいの場と機会の提供を目的とする港湾環境整備事業 ・愛知県都市緑化基金を活用した民有地の緑化推進事業への助成及び都市緑化に関する普及啓発事業 		
Webサイト	http://www.aichi-toshi.or.jp		

経営の状況			役職員の状況(平成25年3月31日現在)	
会計年度	平成24年4月～平成25年3月		常勤役員総数(人)	2
正味財産 増減計算書	当期経常増減額(千円)	49,982	うち愛知県退職者(人)	2
	当期一般正味財産増減額(千円)	60,708	うち愛知県出向者(人)	0
貸借対照表	資産合計(千円)	3,137,991	常勤役員1人あたりの平均報酬(千円)	6,370
	負債合計(千円)	1,728,855	正職員総数(人)	74
	正味財産合計(千円)	1,409,136	うち愛知県退職者(人)	6
	うち一般正味財産(千円)	1,408,636	うち愛知県出向者(人)	16
県の関与の 状況	県からの借入金残高(千円)	0	正職員平均年齢(歳)	47
	県からの補助金(千円)	0	正職員1人あたりの平均年収(千円)	7,071
	県からの委託料(千円)	1,450,349	出資の状況	
	県からの損失補償に係る債務残高(千円)	0	基本財産(千円)	500
	県からの債務保証に係る債務残高(千円)	0	総額のうち県出資額(千円)	0
	県の一般会計等負担見込額(千円)	0	割合(%)	0

経営改善方針

- 公園管理事業においては、平成18年度から導入された指定管理者制度の下、有料施設において休業日の営業(営業日数の追加)や利用時間の延長及び施設内でのイベントの実施により利用の向上に努める。
- 港営事業においては、ヨット教室などを積極的に開催し、施設の利用率向上に繋げるとともに利用料の収入増加を図ることとする。
- 建設技術事業においては、提供している工事等積算システムの利用者ニーズに適切に対応し、システム導入市町村数の維持に努める。
- 財務状態の安定を維持する。

事業指標・財務指標と数値目標(計画期間:平成23年度～平成27年度)

指標	年度	21年度 実績	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	目標数値の説明
			上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	
愛・地球博記念公園 の有料施設の利用料金 (千円)	380,003	380,003	387,938	392,318	409,199	412,935	416,668	419,008	21年度実績の10%増 代表的な公園施設
			373,172	366,189	410,099	—	—	—	
上記以外の公園の 有料施設の利用料金 (千円)	57,957	57,957	58,782	58,782	59,421	60,065	60,712	62,752	21年度実績の10%増 (熱田神宮公園は含まない。)
			55,528	53,644	56,227	—	—	—	
海陽ヨットハーバーの 年間出艇者数(人)	8,067	8,067	8,100	8,160	8,260	8,360	8,460	8,570	21年度実績の6%増
			10,535	9,481	11,269	—	—	—	
積算システム導入の 市町村(自治体数)	23	23	23	23	23	23	23	23	21年度実績の維持 (21年度以降の自治体合併による減少数は除く)
			23	23	23	—	—	—	
資金調達の借り入れ 依存率(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	安定財務体質を堅持
			0	0	0	—	—	—	

《特記事項》

- 公園管理事業は、牧野ヶ池緑地、大高緑地、小幡緑地、新城総合公園、尾張広域緑道、あいち健康の森公園、東三河ふるさと公園及び愛・地球博記念公園の8都市公園を指定管理者として管理運営している。このうち牧野ヶ池緑地、東三河ふるさと公園を除く6都市公園には野球場、テニスコート、プール、スケート場などの有料施設があり、その施設の利用料金の増収を図り安定運営に努める。(22年度までは熱田神宮公園及び高蔵公園の指定管理者。)
- 建設技術事業は、県内53市町村のうち23市町村が当協会の積算システムを導入しているが、その他の市町村は既に他のシステムを導入していることから、より一層のサービス向上に努め現行導入市町村数を維持し安定運営に努める。
- 財務指標は、各事業において中長期的に安定した運営が図れるよう、職員構成及び配置の見直しを行い、更なる組織管理を高めることで生産性を向上させ、事業経費の集中化や継続発注等によるコスト削減を軸に事業を展開し、併せて経理事務の合理化を進める。また、各事業の資産状況及び事業推移を踏まえた的確な資金管理を行い、事業間の効率的な融通を図ることで、必要十分な準備資金を確保することにより、これまで同様借入れに依存しない財務基盤を維持する。

取組内容の要旨	
取組事項	内容(実施予定年度)
有料施設の休業日の営業、利用時間の延長	○(平成23年度から) 新城総合公園においては春・夏休み期間、尾張広域緑道においては夏休み期間、あいち健康の森公園においては年間をとおり、休業日となっている月曜日(祝日と重なる場合は最初の平日)営業を実施していく。 (平成24年度以降) 大高緑地においては庭球場の薄暮利用、新城総合公園においては球技場、弓道場の早朝利用及び薄暮利用、尾張広域緑道においては体育室、トレーニング室及び体育館の利用時間の延長、愛・地球博記念公園においてはサツキとメイの家、温水プールの利用時間の延長を実施していく。 (現行の時間外営業の継続) 大高緑地においての野球場の早朝利用・薄暮利用、小幡緑地においての庭球場の薄暮利用、野球場及び球技場の早朝利用・薄暮利用、新城総合公園においての野球場、競技場及び陸上競技場の早朝利用・薄暮利用、あいち健康の森公園においての球技場の薄暮利用、愛・地球博記念公園においての春・夏・冬休み期間の休業日となっている月曜日(祝日と重なる場合は最初の平日)営業、野球場の薄暮利用を引き続き継続して実施していく。
有料施設内でのイベント等の実施	○(平成23年度から) 小幡緑地においては野球場でソフトボール大会、新城総合公園においては庭球場でテニス教室、陸上競技場で小学生を対象とした陸上競技教室、弓道場でアーチェリー教室、尾張広域緑道においては体育室でパッチワーク、あいち健康の森公園においては球技場・体育館でグランドゴルフやインディアカ等のニュースポーツイベントを順次実施(開催)する。 (現行イベントの継続実施) 愛・地球博記念公園においては野球場での少年野球大会、茶室での茶会、アイススケート場でのスケート教室を引き続き継続して実施(開催)していく。
ヨット教室等の開催	○ 誰でも受講できる体験コースや短期集中コースなどを取り入れたデインギー型ヨット教室の開催、オープン参加型のデインギー型ヨットレースとして「海陽レガッタ」を、クルーザー型ヨットレースとして「理事長杯ヨットレース」を開催し、利用者増に努めるとともに、ヨット人口の底辺拡大を図るため、小学校等の単位によるヨット体験乗船会を夏休み期間に課外行事として開催する。
積算システム導入市町村数の維持	○ 当協会が提供する市町村支援用積算システムは、愛知県建設部の土木工事積算システムと同じ機能を有しており、現在23市町村(21年度以降の自治体合併による減数を除く。)で利用されている。本積算システムは現在WindowsXP対応となっているが、積算システム導入市町村ではパソコンの更新に際し新しいOSであるWindows7を掲載したパソコンを採用し始めており、これに対応するため、平成23年度までに積算システムをWindows7にも対応できるよう改修することにより、導入市町村に対し、より一層のサービス(サポート、疑問の解消、問題の解決等)を迅速に提供して、満足度の向上を図り、利用市町村数の維持に努める。
財務状況の維持	○ 各事業が厳しい運営環境にあるが、事業の安定を図るため財務状況を考慮しつつ事業運営に必要な事業投資は有効であることから、今後も継続をする。また、今後も金融機関の金利が低水準で推移することが予想されることを踏まえ、安全性の確保に十分留意のうえ積極的な資産運用を図り、資金調達的手法として確立する。さらに、棚卸資産の状況を見極め過剰なものは減価に取り組みながら、全事業を的確に状況把握をし安定した財務体質の維持に努める。
区画整理事業について	○ 人件費を含む固定費(費用のうち委託費を除く)は、圧縮してきており、今後も引き続き削減に努める。また、受託事業量については、平成20年度以降減少傾向にあるが、今後とも市町村からの技術支援の要望に着実に対応することにより事業量を確保していく。
公園管理事業について	○ 老朽化の著しい施設の利用休止について、引き続き設置者である県に要望していくとともに、利用率の低い施設については、イベント等の開催やニーズに合った営業時間の設定をするなど、利用率の向上に努めていく。
会計処理等について	○ 平成20年度から新会計基準に基づく決算書を作成しており、監査法人による経営評価【今後の課題】欄に例示された会計処理についても、新会計基準に沿った処理を行っている。なお、現在手続きを進めている新公益法人制度への移行に伴

い、平成24年度を目処に、新公益法人制度において適用される新たな会計基準に移行することを予定している。
また、より一層の公正かつ透明な会計処理を確保するため、税理士法人と顧問契約を締結し、会計処理上の問題点、疑問点の解決を逐次図るとともに、4半期ごとに同法人による検査を受検するなど、適切な事務の執行に取り組んでいる。

現状認識

【目標の達成状況の検証・外部要因等】

- 公益法人改革に対応し、平成24年4月1日から公益財団法人に移行した。
- 愛・地球博記念公園の有料施設の利用料金(収入)については、平成24年度に「サイクリングコース」や「テニスコート」など新規の施設が供用開始したこと及び「サツキとメイの家」入場券のコンビニ発売を開始したことにより全国から集客があったこと等により目標を上回る結果となった。今後も目標達成に向け有効な利用促進策を実施していく。
- 愛・地球博記念公園以外の公園の有料施設の利用料金(収入)については、平成23・24年度ともに目標を下回る結果となったが、営業日の追加や営業時間の延長等の利用促進策を行った結果、24年度は23年度に比べ4.8%と伸びていることから、今後も目標達成に向け有効な利用促進策を実施していく。
- 海陽ヨットハーバーの年間出艇者数については、平成24年度には「ぎふ清流国体」のセーリング会場となったことから、大幅に出艇者数が増加し目標を達成することができた。今後も目標達成に向け努力していく。
- 積算システム導入の市町村数については、平成23年度に Windows7にも対応できるようシステム改修を実施したことや、随時システム利用者に対するサポートを継続したことにより、維持することができた。今後も目標達成に向け努力して行く。
- 資金調達率の借入れ依存率については、引き続き事業の進捗状況を常に把握し、資金収支の均衡を堅持し安定した財務体制の維持に努める。また、公益財団法人移行に伴い、新たな会計基準に移行した。

参考

【経営改善計画に対する県所管部局の意見・考え方】

- 指定管理の対象施設(都市公園及びヨットハーバー)について、指定管理者の計画どおり適切に管理運営が行われるよう、指導していく。
- 市町村支援用積算システムについて、都市整備協会の計画どおりユーザーの満足度向上が行われるよう、指導していく。
- 財務状況について、現在の安定的な状態を維持できるよう、指導していく。
- 区画整理事業について、都市整備協会の計画どおり市町村からの技術支援の要望に着実に対応するよう、指導していく。
- 公益法人制度改革については、他の県関係団体の動向を注視しつつ、都市整備協会の意向を踏まえた今後のあり方を十分検討し、適切に対処できるよう指導していく。

【監査法人による前回(平成15年度作成)計画の取組状況に対する評価】

《経営評価》

(区画整理事業について)

- 単年度計画の策定による損益分岐点管理として、中期計画とは別に短期計画を策定し、受託目標額(=単年度計画)により損益分岐点管理を行っている。また、3カ年計画を作成し、直営率の高い業務(発注者支援)の拡大を図っており、その成果もあがってきていることから、着実に実行されていると認められる。

(公園管理事業について)

- 老朽化の著しい施設の利用休止や、利用率の極めて低い施設等の利用料金の改定は実施されておらず、利用状況が改善していない施設が存在するため、利用休止や料金改定の必要性を検討すべきである。料金改定した施設について、その後の経過をみてもなお利用状況が改善しない場合には、廃止・新施設への転換等を設置者である県に要望していく必要がある。

(中期計画の策定について)

- 平成15年度に経営改善計画を策定し、平成17年度には必要な見直しを加えており、着実に実行されていると認められる。

《課題》

(区画整理事業について)

- 今後は区画整理事業全体が縮小傾向にあるなかで、損益分岐点を下げるべく人件費を含む固定費を圧縮するとともに、プランニングマネジメント支援業務を含め新たなニーズにかかる業務を今後の収益獲得の柱としていくために注力していくことが望まれる。

(会計処理等について)

- いまだに決算書が新会計基準で作成されていない。そのため、以下のような不適切あるいは特殊な会計処理がなされている。

- (例) 1) 全会計の総括表がない。
- 2) 基本財産が流動資産にある。
- 3) 特定資産が明示されていない。
- 4) 退職給付特別会計を別途設置しており、退職給付引当金が把握し難い。

会計基準の改正時において、平成18年度以降できるだけ速やかに実施するよう要請されており、また他の公益法人は平成19年度までには概ね新基準で作成していることから、速やかに新基準に則った決算書を作成することが適切である。

- 事業規模も大きく、事業内容も多角化しており会計上の複雑性を有していることから、公認会計士等による外部監査を受けることが適切であるものと考えられる。